

## 第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」策定の考え方（案）

### ○計画の位置づけ（策定根拠）

北海道総合計画の特定分野別計画、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第7条に基づく実施計画として策定し、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「都道府県行動計画」など関連計画の内容を盛り込む。（関連計画の詳細は「資料2-2 体系図」のとおり）

なお、「北海道子どもの貧困対策推進計画」については、現在の第1期計画が、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」のもと、施策全体を分かりやすく体系的に整理したものとして個別に計画を策定し、道民に情報発信してきていることや、平成28年度から子どもの生活実態調査を実施し、具体的な施策への反映が求められていることなど、第2期計画についても、引き続き、「個別計画」として整理し、策定する。

#### 【他計画等との関連】

人口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用、教育などの関連する計画等と整合性を保つ。

### ○計画の期間

平成32年度（2020年度）から平成36年度（2024年度）までの5年間

### ○計画のめざす姿

条例の目的である「安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境づくり」を進め、子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現をめざし、条例で定められた11の基本的施策に基づき、少子化対策に関する施策目標を定め、ライフ・ステージごとに切れ目のない支援を総合的かつ計画的に実施する。

### ○第三期計画（平成27年度～平成31年度）の取組と評価

第三期計画の取組に対する評価を行い、第四期計画に反映する。（平成30年度実績を踏まえ評価を予定）

#### （全体的な評価）

女性の就業率の向上や「安心して子どもを育てられる環境」と感じている人の割合が増加といった一定の効果の兆しも垣間見ることができものの、本道の合計特殊出生率は、中期的な目標（全国水準<sup>㉑</sup>1.43）に対し、依然として低い状況（<sup>㉑</sup>1.29）

#### （主な課題等）

- ・保育所などへの入所待機児童の解消に至っておらず、受け皿の整備や保育人材の確保等が急務。
- ・依然として、子どもを生み育てることへの経済的負担感が強い傾向。
- ・企業等との連携・協働による取組が一部の企業等に留まっている。
- ・育児休業等の整備率が依然として低い状況。
- ・児童虐待相談対応件数が年々増加している。

### ○計画の内容（構成）

・第三期計画で設定したステージ（「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」、「子育て・自立」、「地域の環境づくり」）を基本（柱）とする。

・少子化の現状や第三期計画の評価結果はもとより、市町村における少子化対策の取組状況、国の施策動向や社会経済情勢の変化等も踏まえ、「施策推進に向けた基本的（重点的）な視点」を定め、実効性ある施策や指標項目等を検討する。

| 第三期計画                                                                                                                       | 第四期計画                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【重点施策目標】</b><br>・少子化の改善に向けた環境づくりを着実に推進するための目標として、計画内容の最後に記載<br><br>①未婚化・晩婚化への対応<br>②子育て支援の充実（待機児童ゼロの達成）<br>③子どもの安全・安心の確保 | <b>【基本的（重点的）な視点】</b><br>・計画を推進する上での力点を次の項目に置くこととし、これらを踏まえて、「視点」として整理の上、計画の前面に記載<br><br>①待機児童の解消に向けた受け皿整備と人材確保<br>②子育て世帯の経済的負担の軽減<br>③官民が協働した子育て施策の展開<br>④仕事と家庭の両立支援の推進<br>⑤子育てなどを地域で支え合う仕組みづくり<br>⑥社会的養育の推進<br>⑦児童虐待防止対策の推進 |

### ○指標項目等の設定

関係法令や各計画に係る策定指針等に基づく指標項目のほか、道の独自指標項目の設定を検討する。

なお、合計特殊出生率（全国水準まで引き上げ）について、道は全国で2番目に低い状況で推移しており、国が希望出生率1.8の実現を目標としていることから、目標の掲げ方などを改めて検討する。【道総合計画：⑳全国水準】

## 計画策定に向けた考え方の背景

### 【第三期計画の全体的な評価（現状と課題）】

少子化対策に係る各般の施策を総合的に推進してきた中、女性の就業率の向上（25～34歳：㉔66.8%→㉔71.4%）や「安心して子どもを育てられる環境」と感じている人の割合が増加（㉔50.1%→㉔54.4%）といった一定の効果の兆しも垣間見ることができものの、本道の合計特殊出生率は、中期的な目標（全国水準㉔1.43）に対し、依然として低い状況（㉔1.29）

- 保育所等の整備を計画的に行ってきたが、女性の就業率の向上などに伴い、待機児童の解消が図られず、受け皿の整備や保育人材の確保等が急務。
- 道独自に保育料の無償化（第2子以降の3歳未満児）や乳幼児・ひとり親家庭等への医療費助成など、経済的負担の軽減に取り組んできているが、依然として、子どもを生き育てることへの経済的負担感が大きい。
- 企業の協賛による子育て世帯への応援として、商品割引などの優遇制度を進めているが、一部の企業等に留まっており、支援の拡大には至っていない。
- 中小企業における育児休業等の整備率が依然として低いなど、出産や育児などに対する職場の支援体制の整備が課題
- 児童虐待相談対応件数は年々増加している。

#### 《参考》

#### ■ 第三期計画の個別目標施策の進捗状況

| 進捗率   | 90%以上 | 75～89% | 50～74% | 50%未満 | 進捗率算出不可の指標項目 | 計  |
|-------|-------|--------|--------|-------|--------------|----|
| 施策項目数 | 29    | 6      | 10     | 4     | 3            | 52 |

※「50%未満」の主なもの

- ・育児休業制度取得率（男性） 22.0%（目標：10% 実績：2.2%）
- ・子育てを支援する企業の割合（中小企業） 11.8%（目標：25% 実績：2.95%）

※「進捗率算出不可の指標項目」の主なもの

- ・待機児童数 129人（H30.4.1）（目標：ゼロ（H30.4.1））

#### ■ 少子化に関する道民の意識（H30.8）

〔道民意識調査の結果〕（無作為抽出で1,500人を対象とした意識調査）

- ・「安心して子どもを育てられる環境だと思う」（㉔50.1%→㉔54.4%） 「思わない」（㉔37.3%→㉔29.2%）
- ・「子どものことを気にかけてくれる人が多いと思う」（㉔36.7%→㉔40.7%） 「思わない」（㉔52.9%→㉔45.5%）
- ・仕事と子育てを両立するための主な課題は、「育児休業など職場の支援体制が不十分」（㉔54.0%→㉔41.5%）、「保育所や保育サービスが不十分」（㉔29.5%→㉔39.3%）、「育児休業等がとりにくい職場環境」（㉔29.5%→㉔33.9%）
- ・子どもの人数が理想より少ない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多い（㉔41.1%→㉔59.2%）
- ・子育てで不安に思うことは、「子育てにかかる費用」が最も多い（㉔48.2%）

### 【国の施策動向や社会経済情勢の変化】

- 改正児童福祉法（平成28年）の「子どもの権利保障や家庭養育優先原則」の趣旨を踏まえた社会的養育環境の整備を図るための必要な取組の検討が必要。
- 平成31年10月からの幼児教育の無償化を踏まえた保育サービス提供体制の整備



### 【第四期計画における基本的（重点的）な視点（案）】

- ◎幼児教育の無償化による影響等も含めて、保育需要に対応した受け皿の整備と併せ、保育人材の確保・質の向上を図り、待機児童の解消を図る。
- ◎幼児教育及び高等教育の無償化など、子育てに係る経済的負担の軽減に向けた効果的な取組を推進する。
- ◎企業等における子育てに配慮した職場環境の整備を促進し、仕事と家庭の両立支援を推進する。
- ◎企業等との連携・協働による子育て支援の取組を拡大し、子育て支援の気運の醸成を図る。
- ◎子育てなどを地域で支え合う仕組みづくりを推進する。
- ◎改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、社会的養育環境の整備を図るための必要な取組を進める。
- ◎児童相談所や市町村の体制・専門性の強化を図るなどとして、児童虐待防止に係る体制を整備し、対策を推進する。

### 【第四期計画の全体的（総括的）な成果指標（案）】

- 合計特殊出生率の向上（㉔1.29）→（全国水準 ㉔目標を別途検討）
- 「安心して子どもを育てられる環境と思う人の割合」の向上（㉔54.4%→㉔目標を別途検討）